

第四編

建築物省工不法関係

I-1 気候風土適応住宅の取扱い

1 R1 国交告第786号に基づく気候風土適応住宅

伝統的な構法を採用している住宅については、断熱化が困難な両面真壁の土塗壁の仕様を採用していることや比較的大きな開口部を有していること等により、一般的に、省エネ基準への適合が困難な場合があります。

一方で、こうした伝統的な構法の住宅は、通風・日射の活用や制御、地域の建築材料の採用、地域で培われてきた住まい方への配慮といった、地域の気候・風土を踏まえた工夫の採用により、優れた居住環境を有しています。

こうした住まいづくりの重要性に配慮し、建築物省エネ法においては、地域の気候及び風土に応じた住宅（気候風土適応住宅）に対して、省エネ基準が一部適用除外されています。

表 I-1 気候風土適応住宅の省エネ基準

省エネ基準	適用
1 外皮基準	適用除外
2 一次エネルギー消費量基準	①仕様基準 又は ②標準計算（省エネ適判対象）

「気候風土適応住宅」の全国一律の国基準は、R1 国交告第786号第1項（次ページ）に規定されています。一方、熊本県・熊本市・八代市・天草市においては、令和4年3月1日に、同告示第2項の規定に基づき、国基準と同等と認められる独自基準を定めました。（P206「気候風土適応住宅告示（R1 国交告第786号）第2項の規定により、所管行政庁が第1項第1号の要件と同等であると認められるものとして別に定めるもの（案）チェックシート」）

県内では、国基準及び独自基準の両方が適用できますので、外皮基準の適用除外を受ける場合は、設計者が当該チェックシートを活用し、気候風土適応住宅の要件に適合することを判断したうえで、確認申請図書に添付して下さい。

図 I-1 は、建築物省エネ法における気候風土適応住宅の法体系を示した図です。内が、気候風土適応住宅に関連する省令・告示を示しています。

令和7年4月1日施行の省エネ法改正で原則全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられたことに伴い、改正前に規定されていた届出義務制度と説明義務制度は、廃止されました。

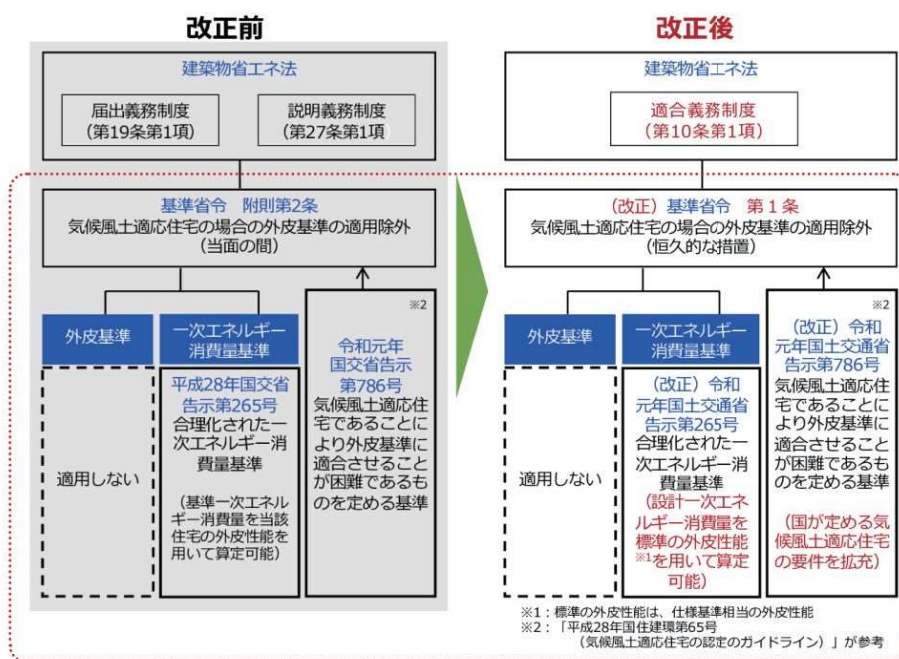


図 I-1 気候風土適応住宅の法体系

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準

令和元年 11 月 15 日 国土交通省告示第 786 号

令和 6 年 6 月 28 日 国土交通省告示第 975 号

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準（2において「気候風土適応住宅の基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 屋根が茅葺であること

ニ 次の（1）及び（2）に該当すること

（1）外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること

（i）片面を真壁造とした土塗壁であること

（ii）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

（iii）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

（2）屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること

（i）屋根が以下のいずれかの構造であること

㊦化粧野地天井

㊧面戸板現し

㊨せがい造り

（ii）床が板張りであること

（iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること

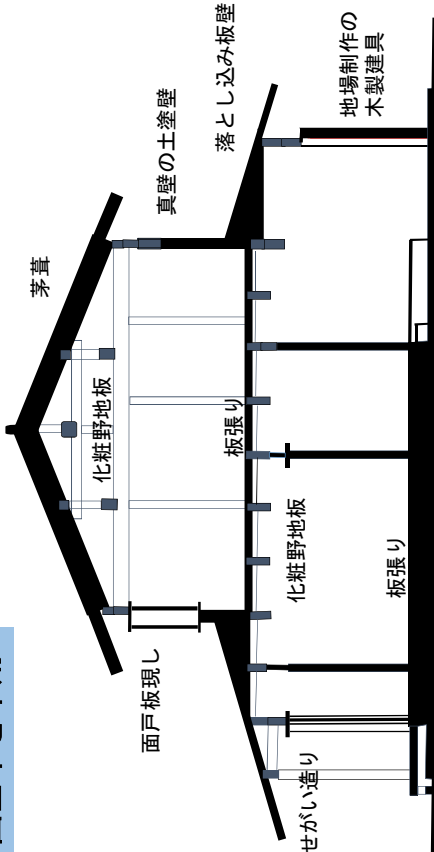
二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

気候風土適応住宅告示（R1国交告第786号）第2項

国基準を準用

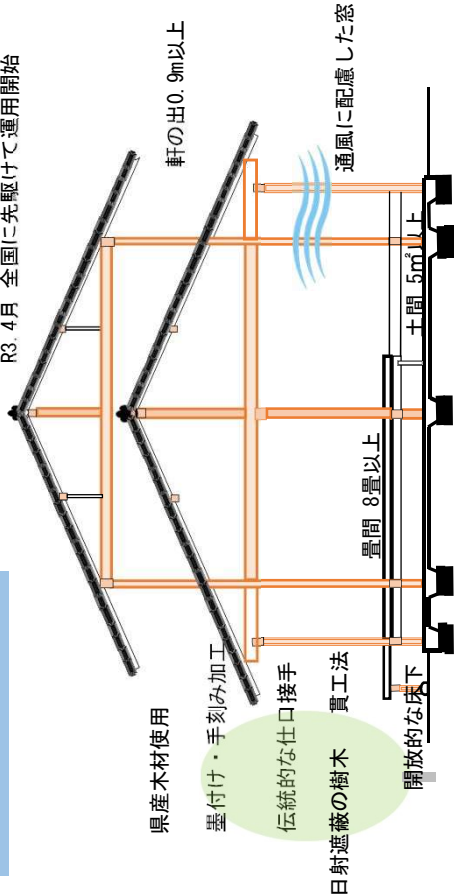
国土交通省 気候風土適応住宅



熊本県独自基準

「くもと型伝統工法」を用いた木造住宅

R3. 4月 全国に先駆けて運用開始



次のイ～二のいずれかに該当するもの

イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること
ロ	外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
ハ	屋根が茅葺であること
ニ	(1) 外壁が片面を真壁造とした土塗壁であること (2) 外壁が片面を真壁造とした落とし込み板壁であること (3) 外壁の過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
イ	屋根が①～③のいずれかの構造であること ①化粧野地天井 ②面戸板現し ③せがいが造り
ロ	床が板張りであること
ハ	窓の過半が地場製作の木製建具であること



【国土交通省】資料ライブラリ
気候風土適応住宅の解説（令和6年度版）

次の (1) 及び (2) に該当するもの

(1)	(i) くもと型伝統構法による木造建築物であること (ii) 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は熊本県産材とし、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること (iii) 貫工法等であること (iv) 床下が開放的であること
(2)	A 軒の出が0.9m以上であること B 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること C 主な居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が多層構造の建具であること又は縁側を設置したものであること D 畳の間（8畳以上又は13.2㎡以上の広さ）又は土間（5㎡以上の広さ）を設置したものであること E 南又は西方向の開口部付近には日射を遮蔽するための樹木を複数本植えたものであること

気候風土適応住宅（建築物省エネ法に基づく「外皮基準」の適用除外）チェックシート

令和7年4月1日施行

R1. 11. 15国土交通省告示第786号 第2項 【第1号の要件と同等であると認められるものとして所管行政庁が別に定めるもの】

熊本県の要件			チェック
次のイから二までのいずれかに該当するものであること			
イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること		☐
ロ	外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること		☐
ハ	屋根が茅葺であること		☐
ニ 次の（１）及び（２）に該当すること			
（１） 次の（い）から（vii）までのうち、いずれかに該当すること			
国と 同要件		（い） 外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること	☐
		（ii） 外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること	☐
		（iii） 外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	☐
	県独自 要件 ※構造的 な事項	（iv） くまもと型伝統構法による木造建築物であること ・「くまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針」に基づき設計された木造建築物であれば可とする。	☐
		（v） 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は熊本県産材とし、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること ※熊本県産材は、県内で生産された素材を加工した木造製品とする。	☐
		（vi） 真工法等であること ・貫を用いた軸組構法は可とする。	☐
		（vii） 床下が開放的であること ・石場建てや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可とする。	☐
（２） 次の（い）から（iii）までのうちいずれか、又は（iv）のAからEまでのうちいずれか3つ以上に該当すること			
国と 同要件	（い） 屋根が①から③のいずれかの構造であること	① 化粧野地天井	☐
		② 面戸板現し	☐
		③ せがいで造り	☐
		（ii） 床が板張りであること	☐
	県独自 要件 ※付属的 な事項	（iv）	A 軒の出が0.9m以上であること
B 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること ・高窓・天窗や地窓の設置、上下や対面に窓を設置する、又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること（欄間を設けることも可）			☐
C 主な居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が多層構造の建具であること又は縁側を設置したものであること ・多層構造の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。 ・縁側は外縁は含まない。			☐
D 畳の間（8畳以上又は13.2㎡以上の広さ）又は土間（5㎡以上の広さ）を設置したものであること ・畳の間については、（2）（ii）との併用により広さを確保することでも可とする。 ・広さは芯々寸法による。			☐
E 南又は西方向の開口部付近には日射を遮蔽するための樹木を複数本植えたものであること ・外壁等で日射を遮蔽できるものを除く。			☐

※上記の運用は、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&A集」による。

備考欄	
-----	--